

# 守山市教育委員会会議録

令和 7 年第 10 回定例会  
(令和 7 年 10 月 23 日)

守山市教育委員会

## 令和 7 年第 10 回守山市教育委員会（定例会）会議録

○ 日 時 令和 7 年 10 月 23 日（木）

開会時刻 午後 1 時 30 分

閉会時刻 午後 2 時 20 分

○ 場 所 守山市役所 2 階 防災会議室

○ 出席委員等 教育長 辻 本 長 一

委 員 福 田 正 悟

委 員 吉 田 郁 雄

委 員 高 倉 直 子

委 員 岩 井 知 子

○ 説 明 員

教育部長 神 藤 高 敏 教育部理事 池 田 あづさ

教育部次長 中 野 浩 教育部次長 吉 澤 有 里

教育部次長 大 崎 寿 教育部次長 池 田 初 美

教育総務課長 寺 畑 学 学校教育課長 岡 田 伊津子

保育幼稚園課長 井 口 暢 之 社会教育・文化振興課長 川 中 彰 彦

文化財保護課長 池 内 秀 明 図書館長 西 村 克 子

図書館副館長 佐 藤 志 歩 人事課係長 大 永 浩 史

	(開会：午後 1 時 30 分)
教育長	<p>只今、定足数に達しておりますから、これより令和 7 年第 10 回教育委員会定例会を開会します。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、令和 7 年 10 月 1 日付で新たに岩井委員が教育委員会委員に就任されましたので、岩井委員よりご挨拶をお願いします。</p>
	<p>【岩井委員 挨拶】</p>
教育長	<p>ありがとうございました。岩井委員、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>続いて、教育部長から事務局職員の紹介をお願いします。</p>
教育部長	<p>【出席職員の紹介】</p>
教育長	<p>では、これより本日の議事日程により進めます。</p> <p>日程第 1、令和 7 年第 9 回教育委員会会議録の承認についてをご覧ください。こちらにつきまして、ご意見等はございませんか。</p> <p>ご意見がないようでございますので、令和 7 年第 9 回定例会の会議録は、異議がないものとして承認いたします。</p> <p>次に、日程第 2、教育長の業務報告を致します。</p>
	<p>【教育長 業務報告】</p>
教育長	<p>只今の業務報告につきまして、ご質問等ございませんか。</p> <p>ないようありますので、これで教育長の業務報告を終わります。</p>
教育長	<p>これより、日程第 3、審議事項に入ります。</p> <p>それでは、まず議第 29 号「守山市立小学校および中学校の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の件を議題と致します。議件について、学校教育課長から提出議案の説明を求めます。</p>
学校教育課長	<p>【学校教育課長が資料により説明】</p>
教育長	<p>只今の説明について、ご質問等ございませんか。</p>

吉田委員	<p>令和7年度から滋賀県立高等学校入学者選抜日程が例年より前倒しになるということですが、どのような経緯で決定されたのか教えていただきたい。</p> <p>あわせて、保護者への通知はいつになるのかお聞きしたい。</p>
学校教育課長	<p>滋賀県立高等学校入学者選抜日程に関しましては、昨年度末に県から市に決定通知がありましたので市内4中学校長へ通知しています。校長会にて事前に方向性は把握しておりました。</p> <p>保護者に対しましては、本日の会議でお認めいただいた後、メール配信等で通知できるよう事務局で準備をしております。</p>
教育長	<p>補足いたしますと入試日程、内容、選考等の制度に関しましては、滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会で継続して審議が行われています。協議会委員は大学教授、高等学校校長、中学校長、保護者など様々な立場の方で構成されており、当協議会で審議の結果、入試制度の変更が決定されました。</p>
吉田委員	<p>入試に係る関係者から意見収集ができておらず、合意形成が得られているのか懸念していましたので確認のため質問しましたが、高校関係者だけではなく、中学校関係者も当初から協議に参加されて意見を述べる機会があったということですね。</p>
岩井委員	<p>私が勤めていた時は中学校校長会に進路指導の担当校長がおり、県は各市町の進路指導担当校長に意見を聞きながら入試制度の改善を検討していましたと思います。従前の入試制度は出願業務が煩雑であるなど問題点がありましたので、改善の声があったのではと考えます。</p> <p>昨年度、中学2年生の生徒に教える機会がありましたが、今後日程だけではなく入試内容が大きく変わることを伝えると生徒はやはり驚いていました。</p>
高倉委員	<p>議案説明書に今後、入試日程が改められる等状況が変わった段階で、再度冬季休業期間の見直しについて検討すると記載がありますが、例えば令和9年度に入試制度が変更される動きはありますか。</p>
学校教育課長	<p>現時点では伺っておりませんが、状況が変わりましたら制度変更の可能性もあるため明記させていただいたというところです。</p>

教育長	他に御質問等ございませんか。 ないようでありますので、これで質疑を終わり採決を致します。 お諮りします。議第 29 号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。 次に議第 30 号「守山市立幼稚園の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の件を議題と致します。議件について、幼保支援室長から提出議案の説明を求めます。
幼保支援室長	【幼保支援室長が資料により説明】
教育長	只今の説明について、ご質問等ございませんか。 ないようでありますので、質疑を終わり採決を致します。 お諮りします。議第 30 号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。 次に議第 31 号「守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の件を議題と致します。議件について、図書館長から提出議案の説明を求めます。
図書館長	【図書館長が資料により説明】
教育長	只今の説明について、ご質問等ございませんか。 ないようでありますので、質疑を終わり採決を致します。 お諮りします。議第 31 号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

各委員	【異議なしの声あり】
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議第 32 号「教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価について」の件を議題と致します。議件について、教育部長から提出議案の説明を求めます。</p>
教育部長	【教育部長が資料により説明】
教育長	<p>只今の説明について、ご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでありますので、質疑を終わり採決を致します。</p> <p>お諮りします。議第 32 号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>これで審議事項を終ります。</p> <p>次に、日程第 4、報告事項に移ります。</p> <p>まず「守山市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について」および「守山市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を教育総務課長から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】
教育長	只今の説明について、ご質問等ございませんか。
高倉委員	具体的な例を挙げて説明いただけますか。
人事課係長	<p>まず、第 1 号部分休業と子育て部分休暇はいわゆる時短勤務で、送迎のために朝は少し遅く出勤して、夕方は早く帰るという使い方になろうかと考えております。</p> <p>朝 1 時間、夕方 1 時間ですとか、そういう形で 1 日の間に 2 時間最大取得できるのがこの第 1 号で、今回の改正にて取得できる時間帯が今</p>

	<p>までより緩和されました。</p> <p>新設の第2号部分休業と子育て部分休暇は関しましては、4月から3月末までの1年間に無給の年休が最大10日間付与されるのがイメージしやすいかと思います。制度開始間もないため実際に使っておられる方が少ないので、例えば急遽お子さんが熱を出されたので迎えが必要となった場合、今まででは始業の時間から何時間、終業まで何時間という決まった時間にしか取得できませんでしたが、新設の制度では自由に年間10日分取得できるようになります。</p>
高倉委員	<p>もし子どもが突然、朝に熱を出して1日休むとなった場合は当日でも利用できますか。それとも事前に申請し許可が必要なものですか。</p>
人事課係長	<p>第2号部分休業は年間10日間付与して欲しいという申請は事前に必要ですが、人事課にて申請が承認され10日間付与されましたが、あとは所属長が承認するだけで突発的に使える状態になります。</p>
教育長	<p>他に御質問等ございませんか。</p> <p>ないようありますので、次に「令和8年度市内幼稚園・こども園（短時部）の入園申込状況について」を、保育幼稚園課長から説明をお願いします。</p>
保育幼稚園課長	<p>【保育幼稚園課長が資料により説明】</p>
教育長	<p>只今の説明について、ご質問等ございませんか。</p> <p>ないようありますので、次に「守山市民ホール管理運営方針検討委員会設置要綱の制定について」を、社会教育・文化振興課長から説明をお願いします。</p>
社会教育・文化振興課長	<p>【社会教育・文化振興課長が資料により説明】</p>
教育長	<p>只今の説明について、ご質問等ございませんか。</p> <p>ないようありますので、次に「守山市議会常任委員会委員長の交代に伴う青少年問題協議会委員の委嘱について」を、社会教育・文化振興課長から説明をお願いします。</p>

社会教育・文化 振興課長	【社会教育・文化振興課長が資料により説明】
教育長	<p>只今の説明について、ご質問等はございませんか。</p> <p>ないようでありますので、事務局のほうで、他に報告事項はございませんか。</p>
事務局	ございません。
教育長	<p>これで報告事項を終ります。</p> <p>次に、日程第5、その他事項に移ります。</p> <p>まず、「守山市男女共同参画審議会委員の推薦について」教育総務課長から説明を求めます。</p>
教育総務課長	【教育総務課長 説明】
教育長	<p>只今の件につきまして、先に通知がありましたので会議前に協議をいたしました。その結果、守山市男女共同参画審議会委員には、岩井委員にお願いすることになりましたことを報告いたします。</p> <p>岩井委員、よろしくお願ひします。</p> <p>次に「教育委員会関係行事について」および「教育委員会の日程等について」の説明は省略いたしますが、この件についてご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでありますので、事務局のほうから、その他、ありませんか。</p>
事務局	ございません。
教育長	<p>これで、その他事項を終ります。</p> <p>これをもちまして、本日の議事日程は全て終了致しました。</p> <p>それでは、次回、令和7年第11回守山市教育委員会定例会は、11月20日（木）午後1時30分からこの会議室、防災会議室にて開催いたしますので、委員の皆様、よろしくお願ひ致します。</p>
	[閉会 午後2時20分]